

緊急事態宣言、沖縄除く 9都道府県を解除

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長＝菅義偉首相）は6月17日に会合を開き、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく緊急事態宣言をしていた10都道府県のうち、沖縄県を除く9都道府県について、6月20日で解除することを決めた。

沖縄県は、緊急事態措置を実施すべき期間を7月11日まで延長する。

宣言が解除されたのは、以下の9都道府県。

▼北海道	▼東京	▼愛知	▼京都	▼大阪
▼兵庫	▼岡山	▼広島	▼福岡	

このうち岡山と広島以外の7都道府県は、まん延防止等重点措置（重点措置）が、7月11日を期限として適用される。

また、岐阜、三重の両県については、6月20日で重点措置を終了。埼玉、千葉、神奈川の3県については、重点措置を実施する期間を7月11日まで延長する。

重症度割合、 COVID-19 受入病院が低く

中央社会保険医療協議会（中医協、会長＝小塩隆士・一橋大学経済研究所教授）の診療報酬調査専門組織「入院医療等の調査・評価分科会」（分科会長＝尾形裕也・九州大学名誉教授）は6月16日に会合を開き、厚生労働省から、2022年度診療報酬改定に向けた20年度調査結果（速報）の報告を受けた。20年度調査の調査項目は、以下の通り。

- ① 一般病棟入院基本料等における「重症度、医療・看護必要度」の施設基準等の見直しの影響について
- ② 地域包括ケア病棟入院料および回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について
- ③ 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について
- ④ 医療資源の少ない地域における保険医療機関の実態について

このうち①では、急性期入院一般入院基本料届け出病棟での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を見ている。

重症度、医療・看護必要度Ⅰについて、急性期一般入院料1では、基準を満たす患者の割合は、19年8～10月が36.6%、20年8～10月(COVID-19受入有)が36.7%、同(COVID-19受入無)は38.9%だった。同入院料4では、19年が31.9%、受入有が29.2%、受入無が33.2%だった。

重症度、医療・看護必要度Ⅱでは、同入院料1の基準を満たす患者の割合は、19年が32.5%、受入有が36.4%、受入無は38.1%だった。同入院料4では、19年が28.3%、受入有が26.2%、受入無は33.2%だった。

重症度、医療・看護必要度のⅠ、Ⅱのいずれでも、COVID-19患者を受け入れている施設が、受け入れていない施設より、該当患者割合が下がる傾向が認められた。

■在院日数短い病院などにヒアリング

この日の会合では、21年度特別調査(ヒアリング)の実施についても議論した。

厚労省は、「22年度診療報酬改定に向けては、適切なDPC制度の運用を図る観点から、『医療資源投入量の少ない病院』と『在院日数の短い病院』に対し、個別調査やヒアリングを実施する(5月12日中医協総会了承)」とし、調査の実施方法等を提案、以下を聞くとした。

「医療資源投入量の少ない病院」

- ▼同じ診断群分類の症例でも、医療資源投入量が平均から外れている背景
- ▼コーディングに関する理解度

「在院日数の短い病院」

- ▼転棟割合がDPC対象病院全体と比べて高くなっていることの背景
- ▼調査対象施設内における転棟に関する考え方

また、すべてのDPC対象病院について、「コーディングテキストやコーディングの方法に関し、DPC制度の運用にあたっての不明点等」を調べるとしている。

分科会は、厚労省の提案を了承した。

医療情報③
日本医師会
松本常任理事

オンライン診療、 実施はかかりつけ医が原則

日本医師会(日医)の松本吉郎常任理事は、6月16日の定例記者会見で、オンライン診療に関する日医の見解をあらためて示した。

オンライン診療について、「解決困難な要因によって医療機関へのアクセスが制限されている場合に対面診療を補完するもの」と位置づけた。

さらに、大前提として「安全性と信頼性をベースにする」ことを示し、「安全性と信頼性を担保できる医師は、身近な地域のかかりつけ医」だとし、オンライン診療の主な担い手はかかりつけ医だと主張した。

また、例外的にかかりつけ医でない医師が初診からオンライン診療を行う場合については、「かかりつけ医から提供された診療録や診療情報提供書などに基づき、医学的見地から対面診療と同等の患者情報が得られたと判断される場合に認められるべき」とする考えを示した。

さらに、オンライン診療を適切に実施することが難しいと判断した場合には、速やかに対面診療を実施することが必要だとし、初診をオンライン診療で行わざるを得ない場合でも、その後の診療は対面診療と適切に組み合わせて行うべきと訴えた。

医療情報④
厚生労働省
事務連絡

ワクチンで医療機関での予診、 初診料等の算定不可

厚生労働省は6月17日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その49）」を、地方厚生（支）局と都道府県に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルスワクチンの接種をするに当たり、保険医療機関で予診（予防接種実施規則第4条に規定する「問診、検温および診察」をいう）を行った場合、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできないことを示した。

また、新型コロナワクチン接種を保険医療機関で実施した場合で、予防接種の実施後に健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合には、初診料、再診料、外来診療料を算定できるとした。

処置、検査、投薬等に対応する項目は、それぞれ算定要件を満たせば算定できるとした。

医療情報⑤
厚生労働省
事務連絡

高齢者施設従事者の 集中的検査で方針

厚生労働省は6月17日付で、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

高齢者施設等の従事者等の集中的検査に関しては、4月から6月までを目途とする集中的検査実施計画の策定および実施を依頼してきたとした。

そのうえで、7月以降について、当面の集中的検査実施計画の実施方針等について、以下の通り考え方を示している。

【集中的検査実施計画の7月以降の実施方針】

- ▼大規模なクラスターの抑制や無症状者の早期発見に一定の効果があると考えられること等を踏まえ、4月から6月までの集中的検査実施計画について、7月以降当面の間、地域の感染状況に応じて集中的検査の継続実施。

【7月以降の集中的検査実施計画】

- ▼4月から6月までの集中的検査実施計画から、実施期間の変更（開始日から当面の間）のみの場合は、改めて計画の提出は必要ない。それ以外計画内容に変更がある場合や新たに計画を策定する場合は、提出が必要。

【集中的実施計画の実施等】

- ▼都道府県等は、計画の対象施設ができる限り集中的検査を受検するよう、引き続き積極的な呼びかけ等を行う。

【実施状況の報告】

- ▼都道府県等は、引き続き集中的実施計画の実施状況を所定の様式により厚労省に提出する。木曜日から翌週水曜日までの実施分を、その次の週の月曜日までに報告。提出先は、都道府県は直接厚労省に、保健所設置市・特別区は都道府県を通じて提出。

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

在宅患者への 在宅ワクチン接種で Q&A

厚生労働省は6月17日付で、「在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する疑義解釈について」を、都道府県や市区町村に宛てて事務連絡した。

在宅療養患者に対する在宅での新型コロナウイルスワクチン接種について、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」で、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」としている。

「接種後に一定時間経過観察を行う者」については、「資格は必要ない」と明示している。

在宅療養患者等への在宅におけるワクチン接種で、医師は接種後に速やかに次の被接種者の自宅に向かい、随行者が医師の代わりに一定時間留まり経過観察を行うような場合、随行者の雇用や派遣に要する費用については、市区町村からの委託に基づき行う場合には、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助の対象として「差し支えない」とした。

第8クールの子リンジ・針の 組み合わせを周知

厚生労働省は6月17日付で、「第8クールで配布する子リンジ・注射針について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。第8クール（6月21日の週および6月28日の週のワクチン配送分、V-SYS上はPF08）で配送する子リンジ・注射針の組み合わせは以下の通り。

【希釈用子リンジおよび注射針】

子リンジ：BDルアースリップ子リンジ 3mL（希釈用、日本ベクトン・ディッキンソン）
針：フローマックス S25G *1 RBGA（ニプロ）

【接種用子リンジおよび注射針】

▼組み合わせ①

子リンジ：BDルアースリップ子リンジ 1mL（日本ベクトン・ディッキンソン）
針：TSKステリジェクト LDS / TSK STERiJECT LDS ニードル（タスク / 栃木精工）

▼組み合わせ②

子リンジ：テルモ子リンジ 1mL ツベルクリン用〈SS-01T〉（テルモ）
針：TSKステリジェクト LDS / TSK STERiJECT LDS ニードル（タスク / 栃木精工）

▼組み合わせ③

子リンジ：LDS子リンジ 1mL（ニプロ）
針：JMS注射針 25G×1（ジェイ・エム・エス）

▼組み合わせ④

子リンジ：SHINVA子リンジ 1ml（T.H.Mアライアンス / 販売代理店：信彦佳景）
針：ディスポーザブルニードル（ミサワ医科工業）

障害者の宿泊療養で 留意点を事務連絡

厚生労働省は6月16日付で、「障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への感染が疑われる障害者に対して宿泊療養（ま

たは自宅療養)を実施する際には、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要となるとし、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、関係部局で連携を図るよう求めている。

具体的な内容は以下の通り。

【地域における宿泊療養等における障害特性に応じた合理的配慮の提供に係る対応の検討】

地域の特性、利用者、宿泊療養施設によって活用できるサービスや機器は異なる点があることを踏まえ、まずは衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図るとともに、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と相談しながら、どのような対応が考えられるか検討する。

その際、障害者が宿泊療養をするに当たっては安心して療養できる環境があることが前提とし、健康状態の確認等においては可能な限り、以下など、障害特性を考慮した対応を求めている。

- ▼聴覚障害者等向けに宿泊施設に備えているタブレット等を用いた確認
- ▼視覚障害者等向けに放送や音声による確認
- ▼知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な確認

【宿泊療養における障害特性に応じた合理的配慮の提供例】

宿泊療養施設での配慮・対応を検討するに当たって、地域や宿泊療養施設によって活用できる外部サービスや機器が異なるため、さまざまなサービス等を組み合わせて活用する。

- ▼遠隔手話サービスは、実施事業者等への事前予約を行ったうえで利用可能なサービスであり、聴覚障害者にとって馴染みのある手話通訳者が対応できる面があり、手話通訳者の感染リスクも減らせる。
- ▼電話リレーサービスは、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、本人が事前に利用登録を行ったうえで7月から全国的に利用可能なサービス。24時間・365日、緊急時の利用も(宿泊施設側から本人への連絡も)可能となる。
- ▼音声認識・筆談アプリを予め本人がダウンロードしている場合もあるが、本人用(貸し出し)・宿泊施設用のタブレットにダウンロードし、文字による健康確認を行うことも考えられる。また、緊急時に、携帯電話やタブレットへの連絡にご本人が気付かない場合に備え、例えば振動・発光機能のある呼び出しベルを分かりやすい場所に配備したり、看護職員がいるフロアに入室し警報ブザーにより本人からの緊急時のアラートを発信できるようにするなど、比較的身近な器具により一定の対応ができる場合もある。

コロナワクチン接種、 2回目まで終了は約 812 万人に

政府が公表した新型コロナウイルスワクチンの接種実績によると、医療従事者等に対する 6 月 17 日の接種は、1 回目が 5 万 1537 回、2 回目が 7 万 7793 回の、合わせて 12 万 9330 回だった。2 月 17 日からの合計では、1 回目が 543 万 9899 回、2 回目が 424 万 6391 回で、合わせると 968 万 6290 回となった。

高齢者等に対する接種では、6 月 17 日には 1 回目が 31 万 5503 回、2 回目が 24 万 6700 回の、合わせて 56 万 2203 回だった。4 月 12 日からの合計では、1 回目が 1532 万 3224 回、2 回目は 387 万 7623 回の、合わせて 1920 万 847 回だった。

医療従事者と高齢者合わせて約 812 万人が 2 回の接種を終了したことになる。

国内の重症患者、714 人まで減少 ～日本国内の感染状況は、78 万 4000 人

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、6 月 20 日 零時時点で、前日より 1519 人増えて、合わせて 78 万 4000 人となった。このうち、チャーター便による帰国者が 15 人、空港等検疫が 3054 人、国内事例が 78 万 931 人。国内の死者は、前日から 35 人増え、1 万 4400 人となった。すでに退院等している人は、前日より 2200 人増えて 74 万 8631 人となった。入院治療を要する 2 万 343 人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から 26 人減って 714 人だった。

6 月 18 日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所 等）の PCR 検査の実施件数は 1672 万 7004 件だった。6 月 20 日零時時点での都道府県別の陽性者数は、東京都が 16 万 8709 人（死亡 2196 人）で最も多く、次いで大阪府の 10 万 2334 人（死亡 2589 人）、神奈川県が 6 万 5302 人（死亡 936 人）、愛知県の 5 万 273 人（死亡 923 人）、埼玉県の 4 万 5459 人（死亡 826 人）などとなっている。

■ブラジルの死者、50万人を超える

厚労省のまとめ(図表)によると、6 月 20 日 15 時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が 3354 万人あまりに達した。死者数は約 60 万 2000 人だった。インドでは、感染者が約 2986 万人に達し、死亡者は約 38 万 6000 人。

ブラジルでは感染者数が約 1788 万人、死者は約 50 万 1000 人。このほか感染者が 100 万人を超えているのは、フランス、トルコ、ロシア、英国、アルゼンチンなどの、合わせて 28 の国と地域、10 万人を超えているのは日本を含め、合わせて 96 の国と地域。感染者が 1 万

人を超えているのは 151 の国と地域。ヨーロッパでは、フランスで感染者が約 582 万人に達したほか、ロシアでは約 524 万人、英国で約 464 万人となっている。イタリアでは約 425 万人、スペインで約 376 万人、ドイツで約 373 万人となった。

さらに、ポーランドで約 288 万人、ウクライナで約 229 万人、オランダで約 171 万人、チェコで約 167 万人などとなっている。中南米では、ブラジルのほか、アルゼンチンで約 426 万人、コロンビアで約 392 万人、メキシコで約 247 万人、ペルーで約 202 万人、チリで約 151 万人の感染が確認されている。アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 198 万人となったほか、フィリピンで約 135 万人となった。

パキスタンでは約 95 万人、バングラデシュで約 85 万人などとなっている。中東地域では、イランで感染者が約 309 万人、イラクでも約 128 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 181 万人、モロッコで約 53 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	33,537,995	601,741	スウェーデン	1,084,636	14,574
インド	29,864,033	386,281	ルーマニア	1,080,203	32,308
ブラジル	17,883,750	500,800	ベルギー	1,079,084	25,132
フランス	5,817,272	110,886	パキスタン	947,218	21,940
トルコ	5,365,208	49,122	ポルトガル	864,109	17,062
ロシア	5,237,847	126,761	バングラデシュ	848,027	13,466
英国	4,636,991	128,234	イスラエル	839,830	6,427
アルゼンチン	4,258,394	88,742	ハンガリー	807,428	29,950
イタリア	4,252,095	127,253	ヨルダン	745,978	9,656
コロンビア	3,917,348	99,335	セルビア	715,693	6,997
スペイン	3,757,442	80,652	スイス	701,627	10,868
ドイツ	3,729,597	90,390	マレーシア	691,115	4,348
イラン	3,086,974	82,854	オーストリア	649,445	10,679
ポーランド	2,878,634	74,823	ネパール	619,635	8,675
メキシコ	2,471,741	230,959	アラブ首長国連邦	610,179	1,752
ウクライナ	2,290,412	54,142	レバノン	542,649	7,801
ペルー	2,023,179	189,933	モロッコ	526,363	9,237
インドネシア	1,976,172	54,291	サウジアラビア	473,112	7,663
南アフリカ	1,810,164	58,590	カザフスタン	464,010	3,509
オランダ	1,705,905	18,007	エクアドル	445,586	21,284
チェコ	1,665,961	30,278	ブルガリア	421,005	17,989
チリ	1,511,275	31,392	ボリビア	420,961	16,088
カナダ	1,415,614	26,042	ギリシア	418,095	12,528
フィリピン	1,353,220	23,538	ベラルーシ	410,096	3,035
イラク	1,283,305	16,860	パラグアイ	405,075	11,521